

ヘルスケアワーカーキャリア学会  
Association for Healthcare Professionals' Career Development  
会則

第1条(名称) 本学会はヘルスケアワーカーキャリア学会と称する。英語名称は「Association for Healthcare Professionals' Career Development」とする。

第2条(ミッション) 本学会は、「本学会は、人の生きること、死ぬこと、暮らすことを支えるヘルスケアワーカー1人ひとりの人生が豊かであることを願い、学問的・実践的立場からそのキャリアを探求し、成果を社会に還元します。生き生きと誇りを持って働くヘルスケアワーカーのキャリアの歩みを、本学会は支えます」ことをミッションとする。

第3条(事業) 本学会は、前条のミッションを達成するために、次の事業を行う。

- (1) イベントの開催
- (2) 情報発信
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

第4条(会員) 本学会の会員は、本学会の目的に賛同し、ヘルスケアワーカーのキャリアに関心がある者で、定められた年会費を納めた者をいう。

第5条(会費)

- 2 会員は定められた年会費を納入しなければならない。
- 3 年会費は7,000円とする。
- 4 会費の納入は、原則として当該年度の10月末までとする。

第6条(会計) 本学会の会計年度は毎年8月1日にはじまり翌年7月31日に終わる。

第7条(役員) 本学会は、若干名の役員からなる役員会を持つ。

- 2 役員は、役員会で推薦する。
- 3 役員会は役員の中から1名の代表者、会計1名、監査1名を持つ。

第8条(会則の変更) 本会則は役員会の議決により変更することができる。

- 2 前項の変更には、役員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第9条(所在地) 本学会は、大阪府泉南郡熊取町若葉2-11-1 関西医療大学内に置く。

第10条(財務) 活動に必要な資金会員からの会費を充てるものとする。

- 2 資金については会計が適正に管理を行い、年1回に代表者の閲覧を受けるものとする。

第11条(設立年月日) 本学会の設立年月日は平成30年7月18日とする。

附 則

- 1 この会則は、令和3年4月22日から施行する。
- 2 この学会の設立時の会員は、次のとおりとする。

勝原裕美子(代表)

小瀬文彰

金井壽宏

グレッグ美鈴

高橋弘枝

西尾久美子

任和子

早田智宏

濱田安岐子(事務局)

令和3年4月22日改正